重要事項説明書

株式会社ＡＫＩＺ（以下「事業者」という）が設置する、ゆとりお訪問看護（以下「事業所」という）は、利用者に対して指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という）を提供するにあたり、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）及び事業所の概要

項目	内容
法人名	株式会社ＡＫＩＺ
代表者	代表取締役　角田尚哉
所在地	〒917-0037　福井県小浜市相生 51-21-1
事業所名	ゆとりお訪問看護
事業所所在地	〒917-0241　福井県小浜市遠敷 76-6-1
電話番号	0770-64-5536
管理者	管理者　山野麻由美
指定番号	介護事業所番号：1860490075　医療指定番号：0490075

2. 営業日及び営業時間

項目	内容
営業日	月曜日から金曜日（ただし祝日、12/29～1/3 を除く）
営業時間	9：00 ～ 18：00
24 時間連絡体制	利用者の病状急変等、緊急時に備え、常時（24 時間）連絡可能な体制を整備しています。 緊急連絡先：0770-64-5536※待機看護師に転送となります。

3. 職員の体制

事業所には、以下の職員を配置しています。

管理者（看護師）： 管理業務及び訪問看護業務に従事します。

看護職員： 訪問看護計画に基づき、看護サービスを提供します。

4. サービスの内容

看護師等が居宅を訪問し、主治医の「訪問看護指示書」に基づき、以下のサービスを行います。

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事・排泄等の日常生活の世話
4. 褥瘡（床ずれ）の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア（看取りの看護）
7. 精神・神経疾患の看護、認知症の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. その他、医師の指示による医療処置

【重要：記録の管理について（電子カルテの導入）】

当事業所では、セキュリティ向上と迅速な情報連携のため、タブレット端末等を用いた電子カルテシステムを導入しています。そのため、サービス実施記録はデータとして厳重に管理し、原則としてご利用者のご自宅に紙媒体の記録（複写等）は残しませんので、予めご了承ください。

5. 利用料（費用）について

サービスの利用料金は、厚生労働大臣が告示する「国で定められた額（公定価格）」により算定されます。

詳細な単位数や金額については、別紙「利用料金表」をご参照ください。

(1) 保険給付による自己負担額

介護保険： サービス費用の 1 割～3 割（「介護保険負担割合証」に記載された割合）。

医療保険： 医療費の 1 割～3 割（年齢・所得による）。

(2) 保険対象外の実費（全額自己負担）
以下の費用は、保険適用外のため全額自己負担となります。

項目	金額・内容
交通費	徴収なし
キャンセル料	ご利用者の体調変化等によりサービスを中止（キャンセル）される場合、キャンセル料は原則としていただきません。 ただし、訪問スタッフのスケジュール調整のため、可能な限り前日の 18：00 までにご連絡いただけますようご協力をお願いいたします。 【ご注意：連続したキャンセルについて】 正当な理由（入院や体調急変等）なく、自己都合によるキャンセルが連続する場合や、連絡のないキャンセルが続く場合は、現在の訪問日時（枠）の確保が困難となるため、サービスの利用日時を見直させていただく、または契約を終了させていただく場合があります。 これは、支援を必要としている他の利用者様にサービスを提供するためですので、ご理解をお願いいたします。
エンゼルケア	死後の処置（エンゼルケア）を行った場合：15,000 円（税別）
その他	お薬カレンダー希望の方は 1,000 円（税別）

(3) お支払い方法

- 毎月 15 日頃までに前月分の請求書を発行します。
- 基本口座振替 により、期日（毎月 27 日）までにお支払いください。

6. 虐待防止・身体拘束・ハラスメントへの対応

- 虐待防止： 虐待防止委員会を設置し、定期的な研修を実施しています。虐待（疑い含む）を発見した際は、速やかに市町村へ通報します。
- 身体的拘束等の適正化： 利用者又は他者の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。やむを得ず行う場合は、その理由と状況を詳細に記録します。
- ハラスメント対策： 利用者やご家族等からの著しい暴言・暴力・セクシャルハラスメント等により、職員の安全や就業環境が害される場合は、サービスの提供を中止することがあります。

7. 災害時・悪天候時の対応と業務継続計画（BCP）

(1) 業務継続計画の策定

感染症や災害（地震・風水害等）が発生した場合でも、必要なサービスを継続的に提供できるよう計画を策定し、訓練を行っています。

(2) 災害・悪天候時の訪問中止（免責事項）

豪雪、大雨、台風、地震等の自然災害により、道路状況が悪化し職員の安全な移動が困難、または物理的に不可能であると事業者が判断した場合は、やむを得ず訪問日時の変更、または訪問を中止する場合があります。

その際は、速やかに利用者または家族へ連絡し、電話等による安否確認や主治医との連携を行います。

(3) 災害時の優先対応

大規模災害時は、人工呼吸器利用者など生命維持に直結する処置が必要な方を優先して訪問します。緊急性の低いサービス（入浴、リハビリ等）については、提供を一時的に縮小・休止する場合があることをご了承ください。

8. 苦情相談窓口

サービスに関する不満や苦情は、以下の窓口で受け付けます。

- 当事業所 相談窓口
  - 担当者：管理者 ：山野麻由美
  - 電話番号：（受付時間：平日 9:00～18:00）
- 各相談窓口

機関名・市町村名	担当部署	電話番号	備考
福井県国民健康保険団体連合会	介護保険課（苦情相談窓口）	０７７６－５７－１６１４	県全体の統括窓口
敦賀市	長寿健康課	０７７０－２２－８１８０	敦賀市にお住いの方
小浜市	健康応援課	０７７０－６４－６０１４	小浜市にお住まいの方
美浜町	健康福祉課	０７７０－３２－６７０４	美浜町にお住いの方
高浜町	保健福祉課	０７７０－７２－５８８７	高浜町にお住まいの方
おおい町	いきいき福祉課	０７７０－７７－２７６０	おおい町にお住まいの方
若狭町	福祉課	０７７０－６２－２７０３	若狭町にお住まいの方

9. 個人情報の取り扱い

事業者は、利用者の個人情報を適切に管理し、以下の目的以外には使用しません。

1. 利用目的
   - 当事業所での訪問看護サービスの提供
   - 他の医療機関、薬局、介護事業者等との連携（サービス担当者会議等）
   - 医療保険・介護保険事務、行政担当者
2. 第三者への提供
   - 上記利用目的の範囲を超えて個人情報を第三者に提供する場合、または学会発表や広報活

動等で使用する場合は、別途、ご本人（または代理人）の書面による同意を得ることとします。

○

10.事故発生時の対応

1. 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 5 年間保管する。
3. 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

11. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状が急変した場合は、速やかに主治医、ご家族、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等へ連絡し、適切な処置を行います。

12. 契約の終了

以下のいずれかに該当した場合、この契約は終了します。

1. 利用者が介護保険施設等に入所、または病院に入院した場合（一時的な入院を除く）
2. 利用者が死亡した場合
3. 利用者による利用料金の滞納が 2 ヶ月以上続き、支払いの催告に応じない場合
4. 利用者や家族による背信行為（ハラスメント等）により、信頼関係が破壊され、サービス提供の継続が困難であると事業者が判断した場合

13 .第 3 者評価

・第三者評価の実施の有無　　有・(無)

・実施した直近の年月日

・実施した評価機関の名称

・評価結果の開示状況

説明確認および同意

私は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意します。

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

【事業者】

事業者名　：株式会社ＡＫＩＺ　代表取締役　角田尚哉　　印

事業所名　：ゆとりお訪問看護　管理者　山野麻由美

説明者氏名：

【利用者】

住所　　：

氏名　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【代理人（家族等）】

住所　　：

氏名（続柄）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（＿＿＿）